

令和元年度

湯 沢 市

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

意見書

湯沢市監査委員

湯 監 第 57 号
令和 2 年 8 月 11 日

湯沢市長 鈴木俊夫様

湯沢市監査委員 石川 耿 一

湯沢市監査委員 高 橋 肇

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について意見を提出する。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1. 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

2. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3. 審査の着眼点

健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼とした。

4. 審査の主な実施内容

湯沢市監査基準に準拠し、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、担当課から資料の提出を受け、関係職員の説明を求め、法令に適合し、計数が正確であるか審査した。

5. 審査の日程及び実施場所

令和2年7月22日から令和2年7月27日まで 監査委員事務局室

6. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	平成30年度
① 実質赤字比率	—	12.75	—
② 連結実質赤字比率	—	17.75	—
③ 実質公債費比率	12.4	25.0	12.0
④ 将来負担比率	90.9	350.0	87.7

過去3年間の平均で算定される実質公債費比率については、令和元年度は12.4%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。前年度との比較では0.4ポイント上昇しており、単年度計算においても0.13ポイント上昇している。上昇の要因としては、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の減に伴い、算定の際に分母に算入される標準財政規模が減少したことが挙げられる。

将来負担比率については、令和元年度は90.9%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。しかし、前年度と比較して3.2ポイント上昇しており、これは、広域市町村圏組合への組合負担等見込額及び公営企業の公債費充当繰出金額の増などによる分子の増加、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の減に伴う分母に算入される標準財政規模の減少がおもな要因となっている。

これらについては、今後の環境変化に応じた将来推計が重要となってくるものであり、公債費のみならず大規模事業や広域市町村圏組合への負担等将来財政を圧迫する可能性を見据えた将来負担の推移に留意するよう要望する。

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1. 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

2. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3. 審査の着眼点

資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼とした。

4. 審査の主な実施内容

湯沢市監査基準に準拠し、審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、担当課から資料の提出を受け、関係職員の説明を求め、法令に適合し、計数が正確であるか審査した。

5. 審査の日程及び実施場所

令和2年7月22日から令和2年7月27日まで 監査委員事務局室

6. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

資金不足比率	令和元年度	経営健全化計画 策定必要基準	平成30年度
湯沢市水道事業会計	0.0	20.0	0.0
湯沢市簡易水道特別会計	0.0	20.0	0.0
湯沢市下水道特別会計	0.0	20.0	0.0

いずれの会計にも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないが、経営環境は依然として厳しい状況であることから、今後さらに改善に努め経営の健全化を図られたい。